

平成31年度に経営事項審査を受ける皆様へ（主な変更点）

秋田県建設部建設政策課

1 解体工事業に係る経過措置が終了します

解体工事業に係る経過措置の終了に伴い、平成31年6月1日以降に申請する場合は、取扱いが変わりますのでご注意ください。

※平成31年6月1日以降に申請を受付したものが対象であり、審査基準日が同年5月31日以前でも、経過措置は適用されません。

- 工事種別完成工事高（20002帳票）における「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」（コード300）の記載が不要となります。
- とび・土工・コンクリート工事を申請し、解体工事を申請しない場合に解体工事の施工実績を確認する為に作成していた「その他（解体工事）」の工事経歴書の提出は不要となります。
- 技術職員名簿における業種コード「99」を選択することができなくなります。

2 入金を確認できる書類の確認を原則行わないこととします

これまで完成工事高の確認書類として提示を求めていた、工事請負代金の受領が確認できる書類（通帳等）の確認を原則行わないこととします。ただし、申請の内容に疑義が生じた場合は別途入金状況の確認を行う場合があります。

なお、入札参加資格審査の申請において、一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事の各工種を申請する場合は、従前どおりそれぞれの工種の最高元請負額となる工事の入金確認を行います。

3 面談時に持参を求める工事請負契約書を簡素化します

これまで完成工事高の確認書類として、工事経歴書に記載した全ての請負工事の契約書を面談時に持参するよう求めていましたが、これを簡素化します。

- 請負契約書の提示を求める工事は、審査対象事業年度の工事経歴書に記載した工事のうち、各申請工種において請負代金の額が最も大きい元請工事及び下請工事1件ずつとします。
- 入札参加資格審査の申請において、一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事の各工種を申請する場で、最高元請負額となる工事が審査対象事業年度の前年度の工事である場合は、従前どおり当該工事の請負契約書の確認を行います。
- 舗装工事を申請する場合は従前どおりの取扱いとします（詳しくは経営事項審査の手引き6ページをご参照ください。）